

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年3月7日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 栗山川臭気物質検査業務委託
- (2) 業 務 場 所 山武郡横芝光町傍示戸1026番地
山武郡横芝光町宝米1751番地先
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 間 令和7年4月1日から令和7年6月20日まで
- (5) 業 務 の 概 要

ア 目的

本業務は、光浄水場の原水である栗山川及び光浄水場の送水に含まれる臭気物質
2項目の検査業務を委託するものである。

イ 概要

(ア) 検査項目

- a 2-メチルイソボルネオール
- b ジェオスミン

(イ) 総検体数

32検体

- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 無
- (10) 業務費内訳書 対象としない

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類) 33・検査・分析、(中分類) 2・水質検査について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等(契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 水道法第20条の4第2項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けている者で、且つ、千葉県内に検査施設を有する者。
- (5) 臭気物質検査(2-メチルイソボルネオール、ジェオスミン)の検査について、ISO/IEC 17025の認定を受けている者。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年3月24日(月) 午前・~~午後~~ 11時00分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年3月21日(金) 午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年3月12日（水）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年3月14日（金）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 水道法第20条の4第2項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けていることを証明するもの。併せて、千葉県内に検査施設を有することが確認できるもの。
- (2) 臭気物質検査(2-メチルイソボルネオール、ジェオスミン)の検査について、ISO/IEC 17025の認定を受けていることを証明するもの。

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

栗山川臭気物質検査業務委託

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

第1 基本事項

1 目的

本業務は、九十九里地域水道企業団光浄水場で実施する栗山川臭気物質検査に際し、外部検査機関に委託して行い、浄水処理過程で各薬品の適正注入を図るために必要な水質検査を補完するものである。

2 適用範囲

本仕様書は、以下の業務に適用する。

- (1) 業務番号 九水企委令7第4号
- (2) 業務名 栗山川臭気物質検査業務委託
- (3) 業務場所 山武郡横芝光町傍示戸1026番地（光浄水場）
山武郡横芝光町宝米1751番地先（光取水口）

3 業務期間

令和7年4月1日～令和7年6月20日

第2 受注要件

本業務を受注しようとする検査機関は、以下の受注要件を満たすものとする。

- (1) 水道法第20条の4第2項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けている者で、且つ、千葉県内に検査施設を有する者であること。
- (2) 臭気物質検査（2-メチルイソボルネオール、ジェオスミン）の検査（平成15年厚生労働省告示第261号）について、ISO/IEC 17025の認定を受けている者であること。
- (3) 採水者は、水道法第20条の4による登録検査機関の検査員であること。

第3 一般事項

1 法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。再委託は認めない。

4 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

5 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議する。

第4 業務内容

1 検査項目

- (1) 2-メチルイソボルネオール
- (2) ジェオスミン

2 採水場所

- (1) 光取水口（光浄水場原水）
- (2) 光浄水場送水サンプリング栓（光浄水場送水）

3 検査頻度及び検体数

週2回（計16回） 総検体数32検体（原水16検体、浄水16検体）

4 検査日程

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 令和7年4月3日（木） | (9) 令和7年5月1日（木） |
| (2) 令和7年4月7日（月） | (10) 令和7年5月8日（木） |
| (3) 令和7年4月10日（木） | (11) 令和7年5月12日（月） |
| (4) 令和7年4月14日（月） | (12) 令和7年5月15日（木） |
| (5) 令和7年4月17日（木） | (13) 令和7年5月19日（月） |
| (6) 令和7年4月21日（月） | (14) 令和7年5月22日（木） |
| (7) 令和7年4月24日（木） | (15) 令和7年5月26日（月） |
| (8) 令和7年4月28日（月） | (16) 令和7年5月29日（木） |

5 試料容器の準備

受注者は、採水に必要なすべての試料容器及び試料容器ラベルを用意すること。

6 採水

- (1) 試料の採水は、受注者において実施するものとする。
- (2) 採水者は、水道法第20条の4第1項第2号の水質検査を実施する者を派遣すること。
- (3) 受注者は、必要な採水用具を用意すること。
- (4) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告すること。

7 試料の運搬

受注者は、検査試料をクーラーボックス等に入れ冷蔵し、破損防止の措置を施して

速やかに受注者の検査施設まで運搬すること。

8 留意事項

- (1) 天候及び発注者の都合等により、採水日を変更した場合においても、速やかに対応すること。
- (2) 本業務は、試料の運搬を伴うため、受注者は自動車運転免許証を取得している者に限り、当該日は必ず携帯し、発注者に提示すること。
- (3) 受注者の服装は、自動車の運転及び採水作業が可能な身なりであること。
- (4) 浄水場等の施設内においては、発注者の指示に従い、勝手に設備などに触れないこと。

9 入退場者

受注者は、各業務の事前に入場者名簿（入場車両番号含む）を提出すること。
また、変更等が生じたときは監督職員に連絡すること。

第5 検査方法

1 水質検査等

(1) 検査方法

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号〔最近改正を使用〕）により行う。

なお、すみやかな分析着手のため、全ての検査を千葉県内の検査施設で行うこと。

(2) 数値の取り扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号〔最近改正を使用〕）に基づき実施するものとする。

(3) 速報値の報告

ア 検査結果の速報値は、採水日翌日の午前中までに報告すること。

なお、採水日の翌日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、採水日当日の 17：00 までに連絡をすること。

イ 水質検査結果の値が、法令等で定める基準値を超過又は超えるおそれがあることが判明したとき及び前回の検査結果よりも著しく掛け離れた数値を生じた場合は、直ちに発注者に連絡すること。

(4) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

なお、この場合の費用は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(5) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使

用すること。

(6) 報告書の作成

報告書には、検査結果を記載し検査結果以外にも試験期日を記載すること。

また、発注者が分析条件、検量線（相関係数も含む）等の資料提出を求めた場合は、すみやかに提出すること。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じて、その記録の提出が可能であること。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い記録すること。

(2) 作業記録

受注者は、実際の作業においても標準作業手順書に沿った記録を行うこと。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録すること。

また、常に適正な分析値が得られるよう機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け記録すること。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理を年に一回以上及び検査担当者が変更するごとに実施し記録すること。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土日祝日を含む。）とし、廃棄日を記録すること。

なお、保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄すること。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について、発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者は受注者への立入検査を実施できるものとする。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

名 称	部数	提 出 期 限 等
水道法第 20 条の 4 第 2 項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けていることを証明するもの。併せて千葉県内に検査施設を有することが確認できるもの。	1	契約確定日
臭気物質（2-メチルイソボルネオール、ジェオスミン）の検査（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）について、ISO/IEC 17025 の認定を受けていることを証明するもの。	1	契約確定日
業務着手届	1	契約後速やかに
業務主任技術者等選任通知書	1	契約後速やかに
業務工程表	1	契約後速やかに
派遣職員名簿	1	契約後速やかに
入場車両一覧	1	契約後速やかに
試料運搬経路図	1	契約後速やかに
水質検査結果書	1	各検査終了後速やかに
業務完了届	1	業務完了後速やかに
業務目的物引渡申出書	1	検査合格後速やかに
請求書	1	検査合格後速やかに
打合せ記録	1	打合せの都度
業務打合せ簿	2	必要に応じて

- (2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出すること。
なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出すること。
- (3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出すること。
ただし、提出期限等については、土日祝日は含まないものとする。

4 安全管理

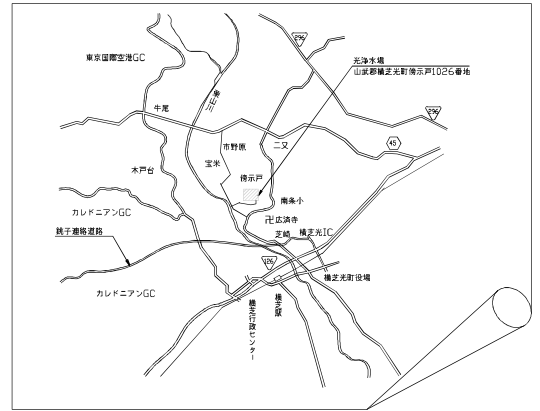
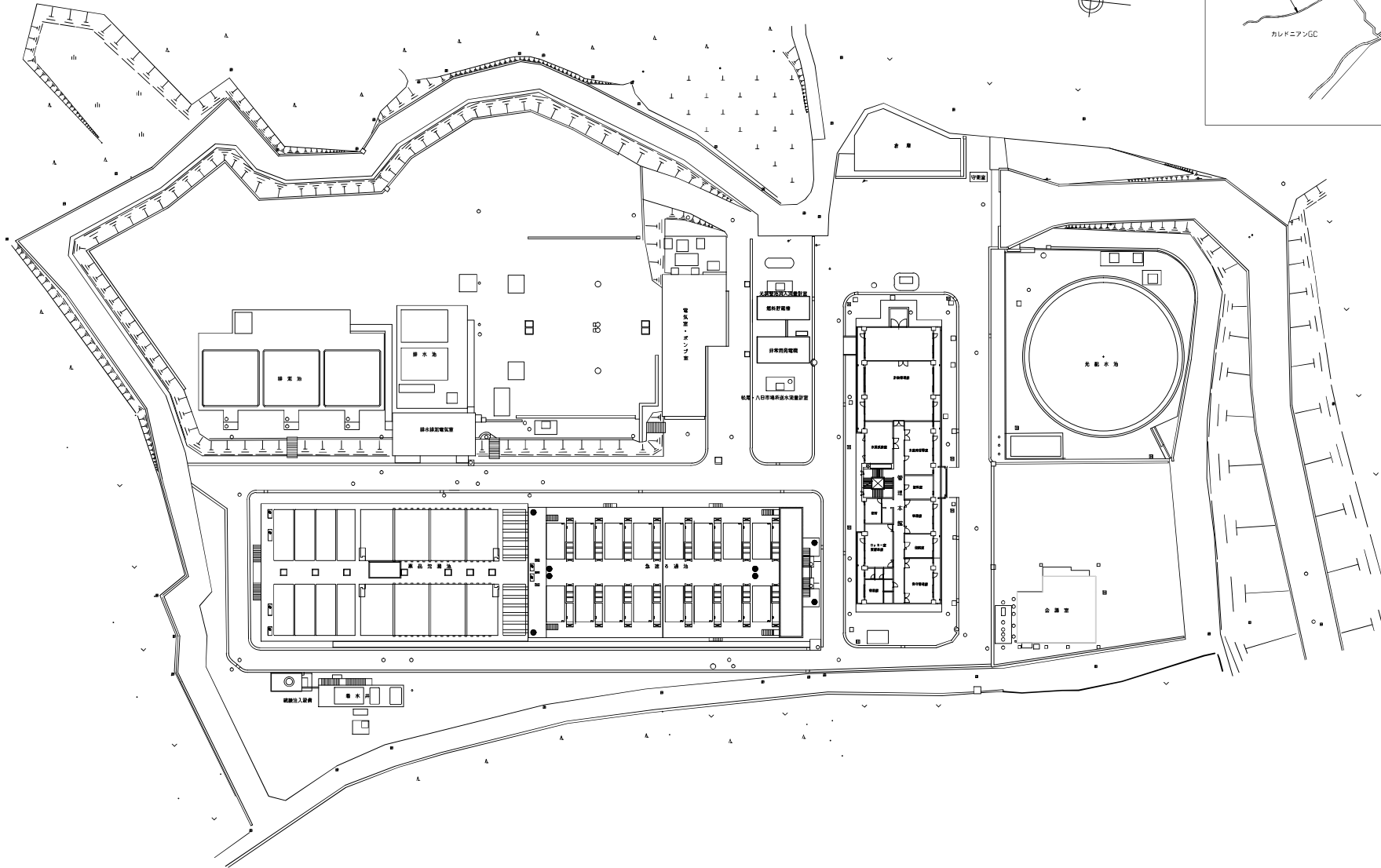
- (1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

- (2) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5 その他

- (1) 契約締結後、直ちに発注者と打合せを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めなき事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、発注者の指示に従うこと。

光浄水場平面図



案内図

光取水口平面図

